

改正（案）	現行
<p style="text-align: center;">国産飼料増産対策事業実施要綱</p> <p>第 1 趣旨 大家畜畜産経営の生産コスト低減と経営安定を図るためには、国産飼料の一層の生産と利用の着実な拡大により飼料自給率を高め、国内の飼料生産基盤に立脚した足腰の強い畜産経営を確立していくことが重要となっている。 輸入飼料の価格が上昇傾向にある中、国産飼料のさらなる増産を図るためには、コントラクター及びTMRセンター（以下「飼料生産組織」という。）の機能高度化、栄養価の高い良質な粗飼料の生産拡大、<u>放牧を活用した肉用牛・酪農の生産基盤の強化及び国産濃厚飼料の生産・利用拡大</u>を図る取組が重要である。 このため、本事業では、飼料生産組織の受託作業の集積による飼料生産機能や国産粗飼料の供給機能等の高度化、<u>青刈りとうもろこし、アルファルファ等の栄養価の高い良質粗飼料（以下「高栄養粗飼料」という。）の生産拡大の推進及び放牧を活用した肉用牛・酪農基盤の強化を図るとともに、国産濃厚飼料の生産・利用体制の構築</u>により、国産飼料の増産を図ることとする。</p> <p>第 2 事業実施主体 本事業の事業実施主体は、次に掲げる各号に定める者とする。 1・2 （略） 3 <u>第 3 の 3 の肉用牛・酪農基盤強化対策のうち放牧活用型及び第 3 の 4 の国産濃厚飼料生産利用推進（生産・利用体制構築）</u>の事業実施主体は、生産局長が別に定める農業協同組合又は農業者団体等とする。</p> <p>第 3 事業の種類等 事業実施主体は、次に掲げる事業を実施するものとし、各事業の内容及び交付率は別表のとおりとする。 1・2 （略） <u>3 肉用牛・酪農基盤強化対策のうち放牧活用型</u> <u>4 国産濃厚飼料生産利用推進（生産・利用体制構築）</u></p>	<p style="text-align: center;">国産<u>粗</u>飼料増産対策事業実施要綱</p> <p>第 1 趣旨 大家畜畜産経営の生産コスト低減と経営安定を図るためには、国産飼料の一層の生産と利用の着実な拡大により飼料自給率を高め、国内の飼料生産基盤に立脚した足腰の強い畜産経営を確立していくことが重要となっている。 輸入飼料の価格が上昇傾向にある中、<u>国産粗飼料</u>のさらなる増産を図るためには、コントラクター及びTMRセンター（以下「飼料生産組織」という。）の機能高度化、栄養価の高い良質な粗飼料の生産拡大、<u>耕作放棄地等の放牧利用による省力化・低コスト化</u>を図る取組が重要である。 このため、本事業では、飼料生産組織の受託作業の集積による飼料生産機能や国産粗飼料の供給機能等の高度化<u>並びに</u>青刈りとうもろこし<u>及び</u>アルファルファ等の栄養価の高い良質粗飼料（以下「高栄養粗飼料」という。）の生産拡大を推進するとともに、<u>肉用繁殖雌牛の放牧や放牧酪農技術の向上</u>により、<u>国産粗飼料</u>の増産を図ることとする。</p> <p>第 2 事業実施主体 本事業の事業実施主体は、次に掲げる各号に定める者とする。 1・2 （略） 3 第 3 の 3 の<u>地域づくり放牧推進</u>の事業実施主体は、生産局長が別に定める農業協同組合又は農業者団体等とする。</p> <p>第 3 事業の種類等 事業実施主体は、次に掲げる事業を実施するものとし、各事業の内容及び交付率は別表のとおりとする。 1・2 （略） 3 <u>地域づくり放牧推進</u></p>

第4 事業の実施の手続

- 1 事業実施主体は、生産局長が定めるところにより、事業実施計画を作成し、地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 （略）

第5～第6 （略）

第7 事業の実施期間

本事業の実施期間は、第3の1の事業については平成28年度から平成32年度まで、第3の2の事業については平成26年度から平成30年度まで、第3の3及び4の事業については平成30年度から平成32年度までとする。

第8 事業の推進指導等

- 1 地方農政局長は、本事業の円滑な推進を図るため、都道府県、市町村及び関係団体との連携に努めるものとする。
- 2 （略）

第9 （略）

第4 事業の実施の手続

- 1 事業実施主体は、生産局長が定めるところにより、事業実施計画を作成し、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 （略）

第5～第6 （略）

第7 事業の実施期間

本事業の実施期間は、第3の1については平成28年度から平成32年度まで、第3の2については平成26年度から平成30年度まで、第3の3については平成27年度から平成29年度までとする。

第8 事業の推進指導等

- 1 地方農政局長等は、本事業の円滑な推進を図るため、都道府県、市町村及び関係団体との連携に努めるものとする。
- 2 （略）

第9 （略）

附 則（平成30年4月1日付け29生畜第2310号）

- 1 この通知による改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づき平成29年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

別表

区分	事業内容	交付率
1 (略)	(1)・(2) (略)	(略)
2 (略)	(1)～(4) (略)	(略)
3 <u>肉用牛・酪農基盤強化対策のうち放牧活用型</u>	<u>(1) 肉用牛放牧</u> <u>① 放牧利用推進</u> <u>② 放牧牛(繁殖雌牛)導入</u> <u>③ 放牧条件整備</u> <u>(2) 放牧酪農</u> <u>① 放牧利用推進</u> <u>② 放牧条件整備</u>	定額 1/2以内 <u>(ただし、家畜を導入する場合の1頭当たりの補助額の上限は、妊娠牛については、27.5万円、繁殖の用に供する雌牛については、17.5万円とする。)</u> 1/2以内 <u>(ただし、放牧地の簡易整備に要する補助額の上限は10a当たり1.0万円とする。)</u> 定額 1/2以内 <u>(ただし、放牧地の簡易整備に要する補助額の上限は10a当たり1.0万円とする。)</u>
4 <u>国産濃厚飼料生産利用推進(生産・利用体制構築)</u>	<u>(1) 国産濃厚飼料生産利用推進</u> <u>(2) 国産濃厚飼料生産利用技術実践</u>	定額 1/2以内

別表

区分	事業内容	交付率
1 (略)	(1)・(2) (略)	(略)
2 (略)	(1)～(4) (略)	(略)
3 <u>地域づくり放牧推進</u>	<u>(1) 地域放牧利用推進</u> <u>(2) 繁殖雌牛導入</u> <u>(3) 簡易施設整備</u> <u>① 繁殖雌牛の放牧拡大</u> <u>② 放牧酪農の実証</u>	定額 1/2以内 1/2以内

